資料第1号

文京区環境基本計画改定

（素案）

文京区

はじめに

（区長挨拶文を記載）



2027(令和9)年3月

文京区長

目次

第1章　計画の基本的な考え方　2

第1節　計画改定の背景　2

1　計画の基本的な考え方と文京区の環境に関するできごと　2

2　国内外の動向　3

3　文京区の環境施策　6

4　改定の視点　9

第2節　計画の基本的事項　10

1　位置づけ　10

2　対象地域、環境の範囲、期間　11

3　文京区の環境の特徴　12

第2章　計画の理念・目標　13

第1節　基本理念　13

第2節　望ましい環境共生都市ビジョン　14

第3節　基本目標　15

第3章　施策　16

第1節　施策体系　16

第2節　分野別の施策の方向性　17

1　地球を守り、未来につなぐまち【カーボンニュートラル】　17

2　自然と歴史・文化とともに生きるまち【自然共生】　18

3　資源を大切に使うまち【資源循環】　19

4　安全で快適に暮らせるまち【快適・安全】　20

5　学び合い、ともにつくるまち【協働・連携】　21

第4章　計画の推進　22

第1節　推進体制　22

第2節　進行管理　22

※本計画に掲載しているイラスト・イメージ図は、施策の方向性や将来像等を分かりやすく示すためのものであり、具体的な事業を示すものではありません。

第1節　計画改定の背景

1　計画の基本的な考え方と文京区の環境に関するできごと

■ 計画の基本的な考え方

文京区では、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへ変えていくこと、さらにはかけがえのない私たちの地球の環境を守っていくことを目指し、1999（平成11）年3月に「文京区環境基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。その後、社会状況の変化を踏まえ、2017（平成29）年3月に計画を改定し、区の環境施策における2026（令和8）年度までの方針・方向性を示してきました。

文京区の環境を守り創る「道しるべ」としての役割を与えられたこの計画は、環境に関する施策の方針や、区民・事業者等の取組の基本的なあり方を示すものです。 一方、計画改定以降、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた動きの加速、自然災害の増加や気温の上昇等の気候変動に関連する生活への影響、従来の廃棄物対策よりさらに進んだ持続可能な資源活用を目指す「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行、様々な社会経済活動に生物多様性配慮を組み込む「生物多様性の主流化」の気運の高まりなど、社会的な背景は大きく変化しています。それに伴い、新たな課題が明確になってきたことから、これらに対応するため、計画を改定します。

新たな環境基本計画の改定にあたっては、カーボンニュートラルや自然共生、資源循環などの各分野で個別計画の見直しが進む現状を踏まえ、これらを横断的に束ね、区の環境施策における新たな10年に向けての大きな方針・方向性を指し示す理念的な計画とします。

■ 文京区の環境に関するできごと

2019年3月
●「文京区生物多様性地域戦略」の策定



2020年7月
●「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」の施行



2022年2月
●2050年ゼロカーボンシティ宣言



2022年3月
●「文の京生きもの図鑑」の刊行



2025年3月
●「文京区地球温暖化対策地域推進計画」の見直し
●「第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の策定




2025年4月
●プラスチック分別回収の開始



2025年5月
●熊本県五木村及び熊本県と森林由来J-クレジットの売買等に関する協定を締結



2026年3月
●「文京区一般廃棄物処理基本計画（モノ・プラン文京）中間年度見直し版」の策定



2

第1節　計画改定の背景

2　国内外の動向【世界の動向】

■ 持続可能な開発目標(SDGs)



資料:外務省「持続可能な開発目標(SDGs)」

「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」は、2015(平成27)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030(令和12)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。地方自治体や事業者、大学・研究機関や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、全てのひとの行動が求められています。

■ 気候変動・カーボンニュートラル

気候変動に関する政府間パネルは、2023(令和5)年に公表した「第6次評価報告書」において「人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている」ことなどを公表しました。

世界気象機関は、2025(令和7)年の年平均気温が、工業化前と比べて約1.43℃高くなったことを発表しました。

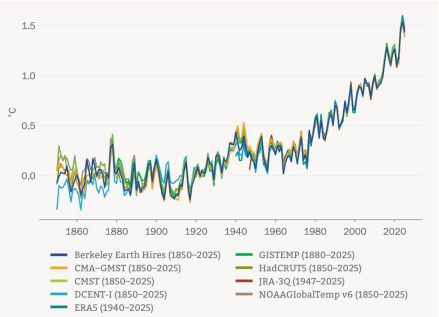

資料:世界気象機関「State of the Global Climate 2025」

■ 自然共生

2022(令和4)年に生物多様性条約第15回締約国会議で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030(令和12)年までのミッションとして、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるいわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現が掲げられています。

また、その実現に向けた目標のひとつとして、2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を保全するいわゆる「30by30目標」が提唱されました。



資料:生物多様性条約「Target 3」

■ 資源循環

OECDが2022年に公表した「グローバル・プラスチック・アウトルック」によると、世界のプラスチックごみの量は、2019(令和元)年から2060(令和42)年にかけて約3倍に増加し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックごみの量は3倍以上に増加すると予測されています。

3

第1節　計画改定の背景

2　国内外の動向【国の動向】

■ 第六次環境基本計画

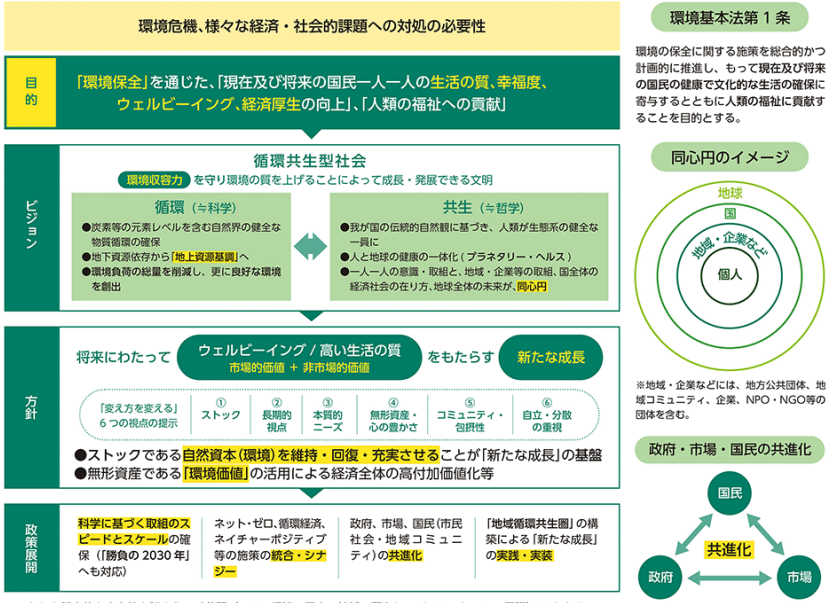

環境基本法第１条

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

同心円のイメージ

※地域・企業などには、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

政府・市場・国民の共進化

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（マクロ経済、国土、地域、暮らし、イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

資料：環境省「令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

政府の環境施策の大綱を定める計画として、2024（令和6）年に「第六次環境基本計画」が策定されました。「第六次環境基本計画」は、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、多様な主体に期待する役割についても示しています。

環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的とし、環境収容力を守りつつ、環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」をビジョンとして掲げています。

■ 気候変動・カーボンニュートラル

2025（令和7）年に改定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から2035（令和17）年度までに60%、2040（令和22）年度までに73%削減する目標が示されました。

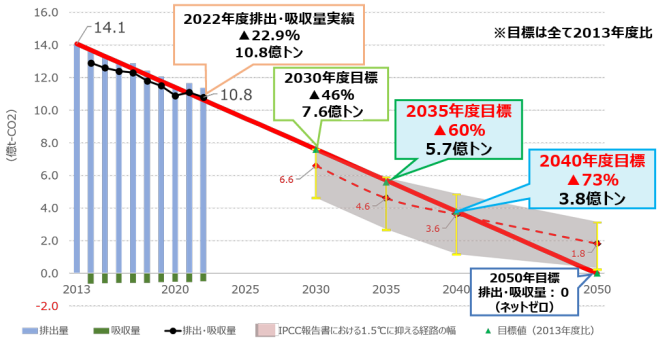

資料：環境省「地球温暖化対策計画の概要」

■ 自然共生

「30by30目標」の国内達成に向け、2022（令和4）年に生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議において「30by30ロードマップ」が策定されました。

2023（令和5）年には、2030（令和12）年への目標として「ネイチャーポジティブの実現」を掲げる「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されました。

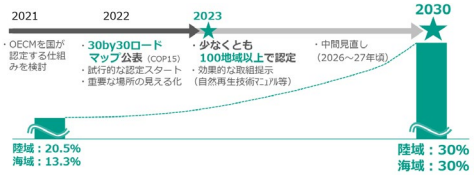

資料：環境省「30by30基本コンセプト」

■ 資源循環

2024（令和6）年に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会の形成に向け、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」への移行を国家戦略として位置づけています。

資料：環境省「令和8年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

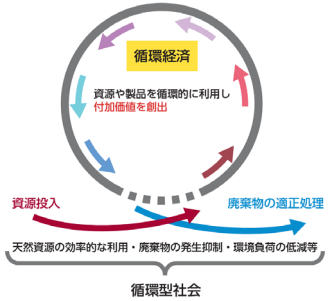

4

第1節　計画改定の背景

2　国内外の動向【東京都の動向】

■ 東京都環境基本計画2022

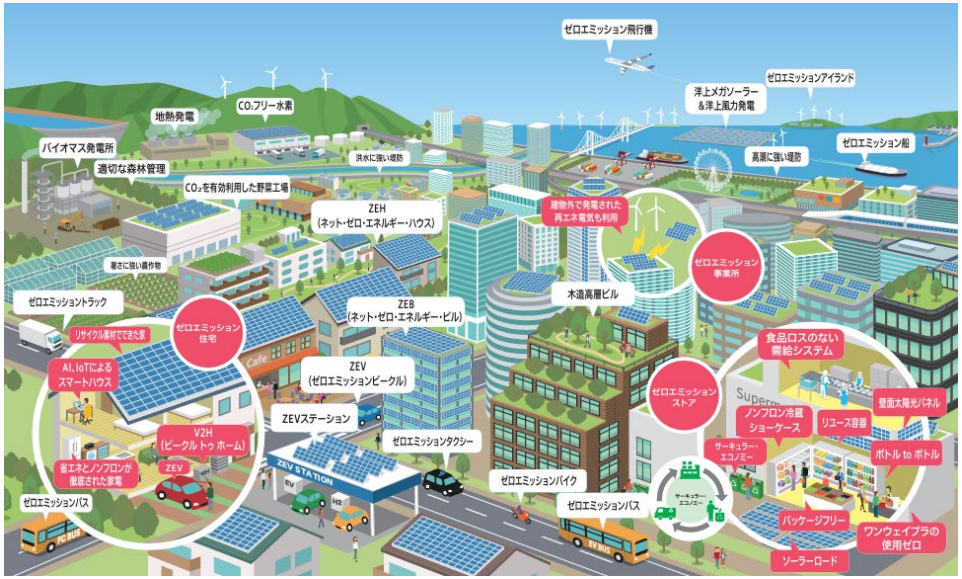

資料：東京都「環境基本計画2022」

2022（令和4）年に策定された「東京都環境基本計画2022」では、2050（令和32）年に向けて2030（令和12）年までの行動が極めて重要として、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略0とする「3＋1の戦略」を定めています。

これにより、都民や事業者など様々な主体と力を合わせながら、「成長」と「成熟」が両立した、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」の実現を目指しています。

■ 気候変動・カーボンニュートラル

東京都は、2050（令和32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、2030（令和12）年までに温室効果ガス排出量を2000（平成12）年比で50%削減する「2030年カーボンハーフ」、2035（令和17）年までに60%以上削減する目標等を表明し、取組の加速化を進めています。

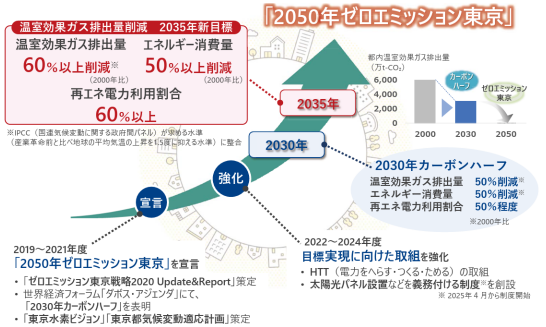

資料：東京都「東京都環境白書2025」

■ 自然共生

2023（令和5）年に「東京都生物多様性地域戦略」を改定し、2050（令和32）年における東京のあるべき姿を「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」としています。

■ 資源循環

2026（令和8）年に改定された「東京都資源循環・廃棄物処理計画」では、2035（令和17）年に向けて、「資源の大消費地である東京の責務として、CO_2排出実質ゼロにも貢献する持続可能な資源利用に向けた取組をサプライチェーン全体で推進し、サーキュラー・エコノミーへの移行促進を図るとともに、社会課題に的確に対応する資源循環・廃棄物処理システムの安定的な基盤の確保を目指していく」こととしています。

資料：東京都
「東京都資源循環・廃棄物処理計画」

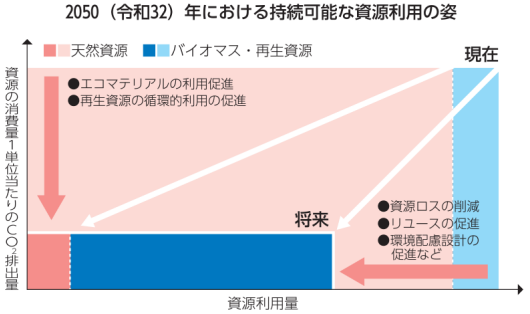

5

第1節　計画改定の背景

3　文京区の環境施策

■ 温室効果ガス排出量の削減

文京区全体の二酸化炭素排出量の推移

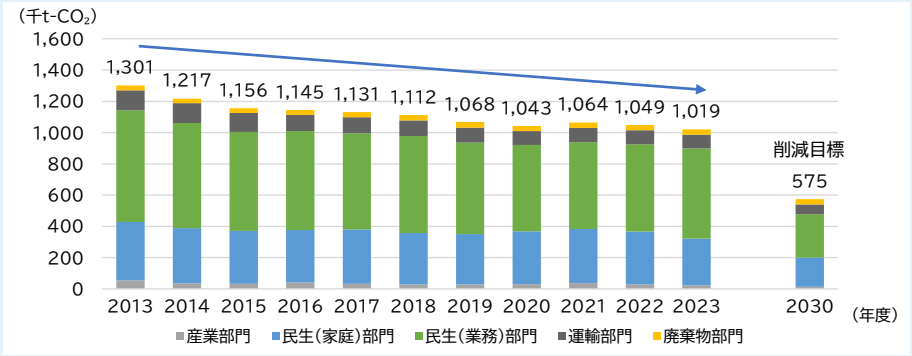

資料：東京都提供資料に基づき作成

文京区全体のエネルギー消費量の推移

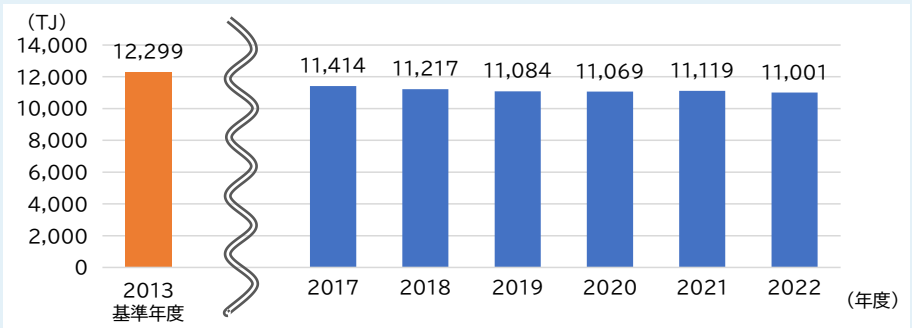

資料：文京区「文京区環境報告書令和7年度版」

✓ 区全体のエネルギー消費量は、基準年度である2013（平成25）年度と比較して減少しています。

区の事務事業におけるエネルギー使用による二酸化炭素排出量の推移

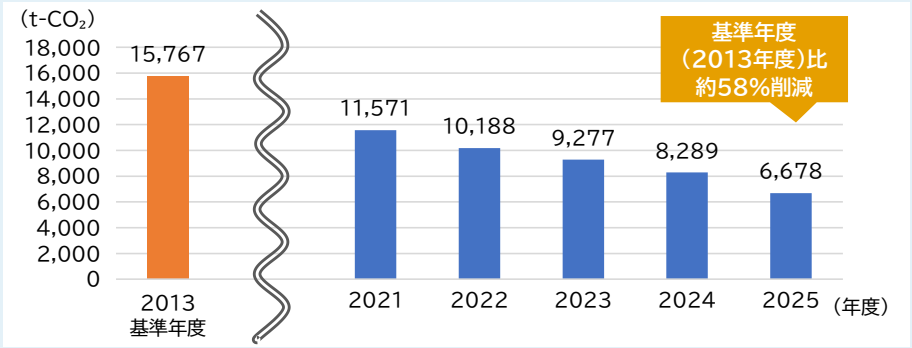

資料：文京区「令和8年度第1回環境対策推進本部資料について」

✓ 2025（令和7）年度における区のエネルギー使用による二酸化炭素排出量は6，678t-CO_2であり、基準年度である2013（平成25）年度の排出量と比較して約58％の減少となりました。

✓ 区では、二酸化炭素排出量の削減に向けて、再生可能エネルギー電力やカーボンオフセット都市ガス（排出係数調整型）の導入、熊本県五木村及び熊本県との協定に基づく「五木村森林由来J-クレジット」の購入、省エネルギー行動の推進等の取組を進めてきました。



✓ 区では、再生可能エネルギーの利用を促進するため、旧岩井学園グラウンド跡地に太陽光発電所「文京ソーラーパワー・岩井」を設置し、2025（令和7）年から、発電した再生可能エネルギーを文京スポーツセンターに供給しています。

資料：文京区「太陽光発電所『文京ソーラーパワー・岩井』について」

6

第1節　計画改定の背景

3　文京区の環境施策

■ みどり・生物多様性の保全

文京区の緑被率の経年変化

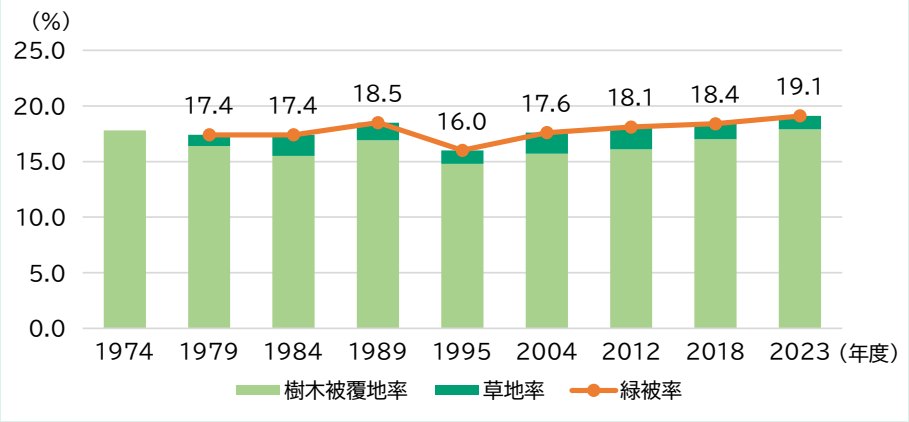

資料：文京区「文京区のみどり」

✓ 2023（令和5）年度における区の緑被率は19.1%であり、この数字は23区中9番目となります。

生物多様性保全への取組



✓ 環境保全意識啓発を目的として、身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える機会を提供するため、区内の小学生とその保護者を対象に「親子生きもの調査」を実施しました。

資料：文京区「文京区環境報告書令和7年度版」

■ ごみの減量

文京区全体のごみ量の推移

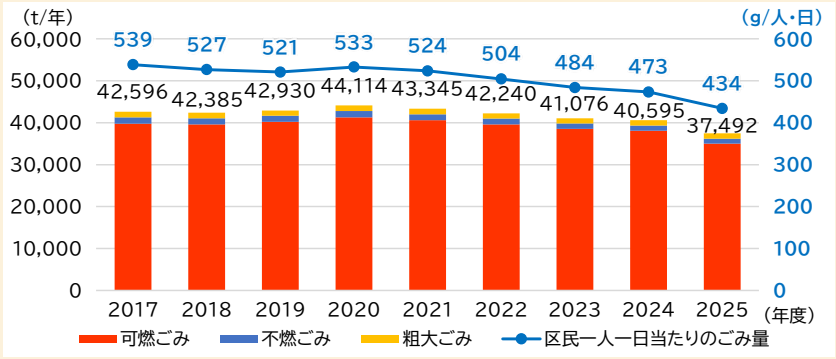

資料：文京区「文京区のリサイクルと清掃事業」に基づき作成

✓ 区が収集するごみの総量及び区民1人1日当たりのごみ量は、新型コロナウイルス感染症の影響等により2020（令和2）年度に増加したものの、その後は減少傾向で推移しています。

✓ ごみの減量化と温室効果ガスの排出削減など地球環境への負担軽減を図るため、2025（令和7）年から、可燃ごみとして焼却処分していたプラスチックを資源として回収しています。

文京区全体の資源回収量の推移

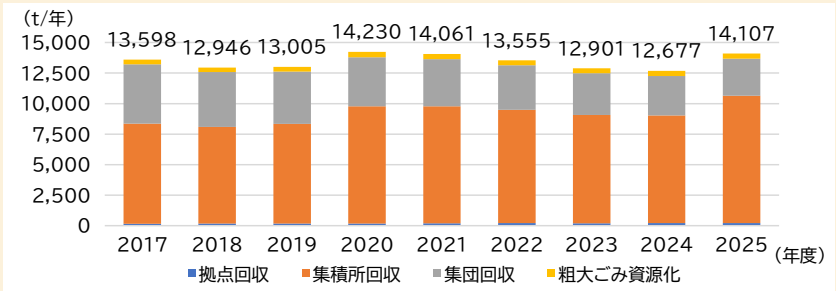

資料：文京区「文京区のリサイクルと清掃事業」に基づき作成

7

第1節　計画改定の背景

3　文京区の環境施策

■ 公害防止対策

苦情処理の流れ

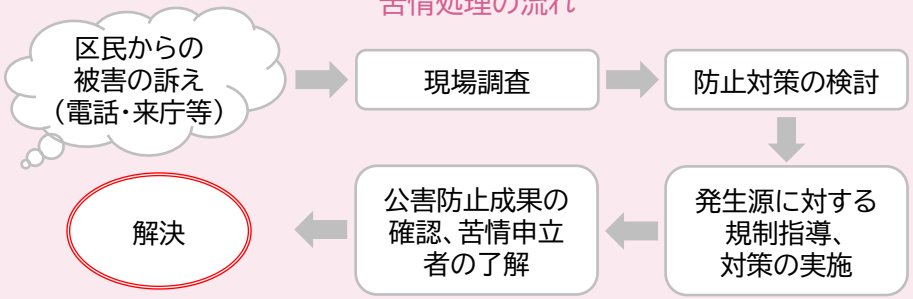

資料：文京区「文京区環境報告書令和7年度版」

- ✓ 区では、騒音規制法、振動規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）等の規定に基づいて、公害防止のための規制指導などを行っています。
- ✓ 公害による被害を解消、軽減し、区民の良好な生活環境を守っていくため、個々の事例にきめ細かく対応しています。

■ 路上喫煙対策

喫煙マナー向上のための啓発



資料：文京区「啓発物の配布・貸与」

- ✓ 区では、2020（令和2）年に「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」を施行し、区内全域で屋外の公共の場所における喫煙及び吸い殻のポイ捨てを禁止しています。
- ✓ 地元の町会等と協力したメッセージ付きポケットティッシュの配布や、掲示物等による周知・啓発、屋内喫煙所設置費等助成等を行っています。

■ 環境に関するイベントの開催

クールアースフェアの開催



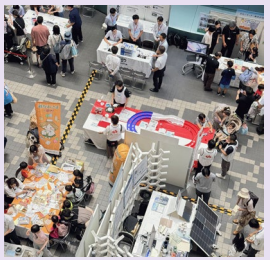





資料：文京区「令和8年度『クールアースフェア』」

- ✓ 「地球温暖化対策」の啓発を目的として、区では2010（平成22）年より、毎月7日を「文京版クールアース・デー」としています。
- ✓ 「文京版クールアース・デー」の啓発イベントとして、毎年、夏に「クールアースフェア」を開催しています。

環境保全ポスター図案コンクール入選作品

令和8年度金賞作品

- ✓ 区では、1970（昭和45）年以来、毎年、区立中学校の生徒を対象に環境保全をテーマにしたポスター図案コンクールを実施しています。

8

第1節　計画改定の背景

4　改定の視点

現行計画は、環境に関する主要分野である「低炭素」、「資源循環」、「快適・安全」、「自然共生・歴史・文化」の4分野と、これらを分野横断的に支える「連携・基盤づくり」からなる5つの基本目標を掲げ、方針・方向性を指し示す理念的な計画として環境施策を進めてきました。

現行計画の策定以降、環境問題はますます複雑化・多様化し、分野を横断するような取組が求められるようになってきていることから、「視点1　環境分野における総合計画としての性格・位置づけの更新」と「視点2　分野一体型の視点の強化」の2つの視点を、新たな環境基本計画の改定の基本とします。

視点1　環境分野における総合計画としての性格・位置付けの更新

気候変動や生物多様性の損失などの環境問題は、複雑化・多様化しています。また、世界や国、東京都等、国内外の環境に関する動向も大きく変化しています。

こうした状況に的確に対応するため、また、新たな課題にも柔軟に対応できるよう、環境分野における総合計画としての性格・位置づけを整理し、更新します。

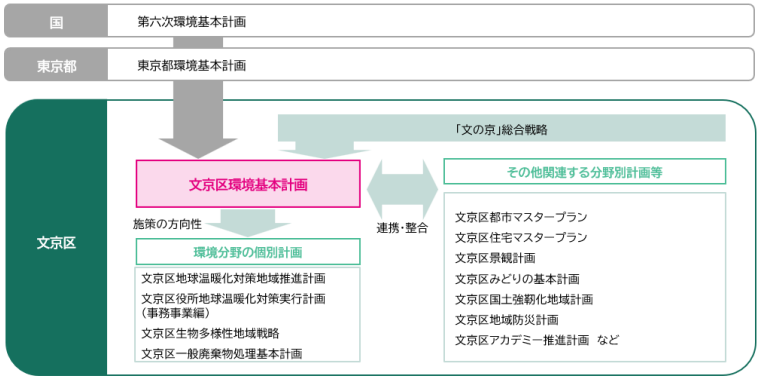

視点2　分野一体型の視点の強化

近年、環境課題の解決には、分野横断的・一体的な取組が求められています。例えば、都市緑化は、気候変動への適応とネイチャーポジティブの双方に寄与するなど、分野間の相乗効果が期待される取組です。一方、施策によっては、分野間でトレードオフが生じる場合もあり、その影響をできる限り最小化することが重要です。

こうした個別分野の共通性や関係性を踏まえ、環境・経済・社会の諸課題の同時解決と相乗効果の発揮を目指し、分野横断的かつ一体的な視点を強化した施策を展開します。

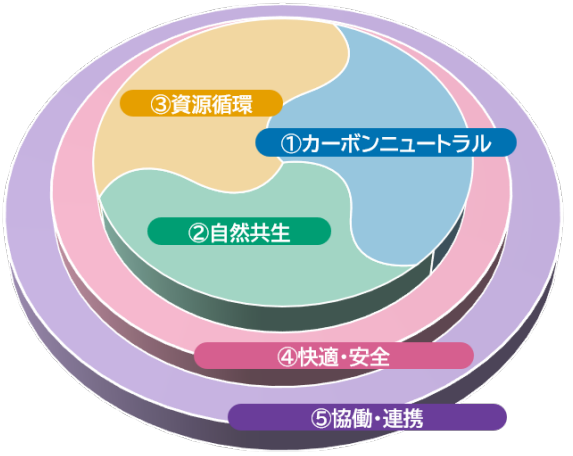

9

第2節　計画の基本的事項

1　位置づけ

本計画は、国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現を、環境等の側面から担う計画となります。また、その他のまちづくり、防災などの分野を担う各個別計画とは、相互に連携・整合を図ります。

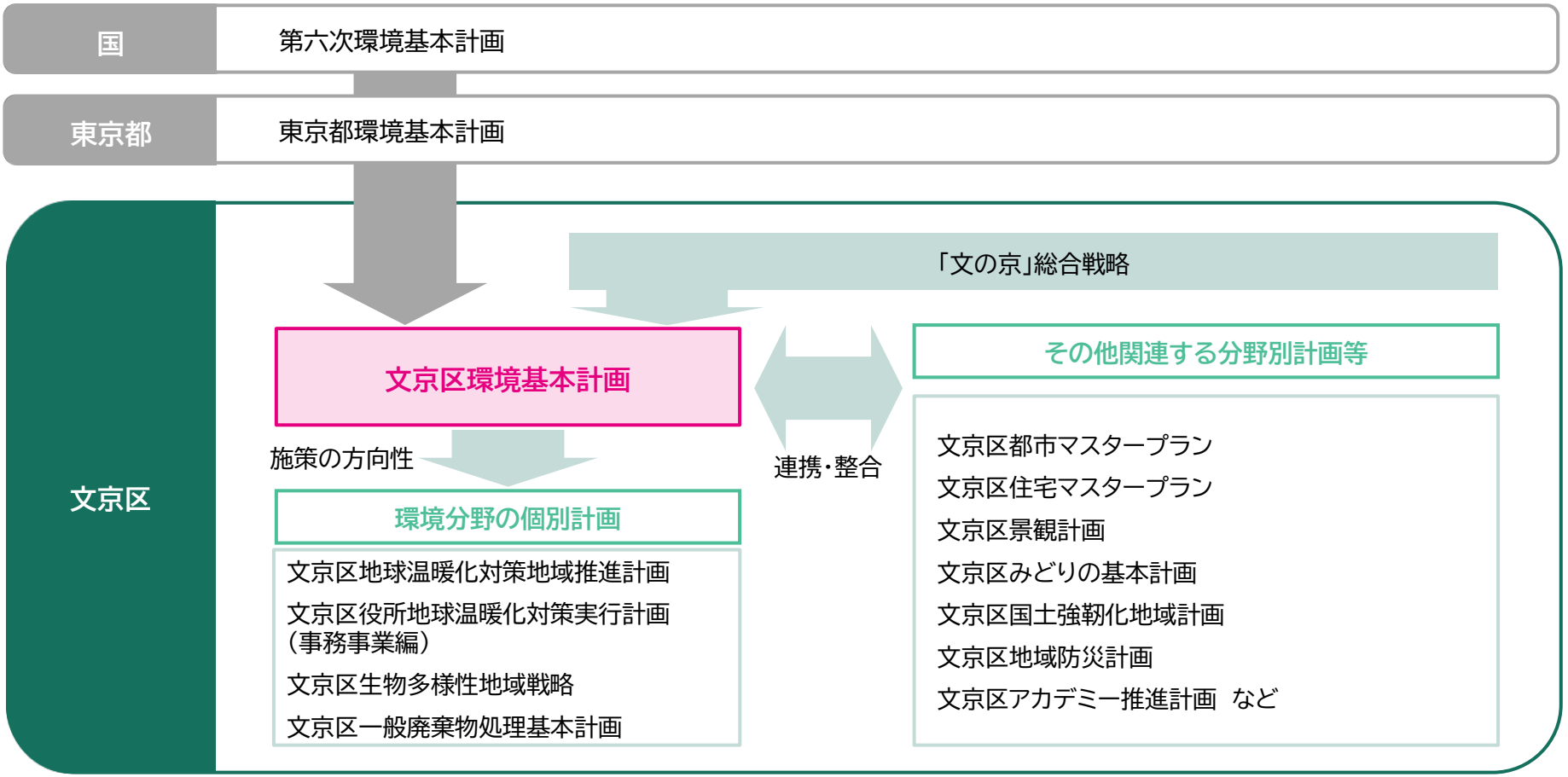

10

第2節　計画の基本的事項

2　対象地域、環境の範囲、期間

■ 計画の対象地域

本計画は、文京区全域を対象とします。

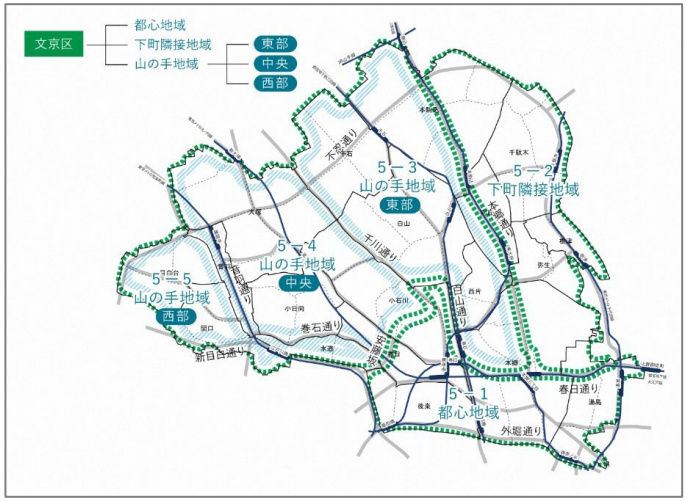

出典：文京区都市マスタープラン

■ 計画の対象とする「環境」の範囲

本計画では、これまでの計画と同様に、私たちを取り巻くさまざまな環境を対象とします。具体的には、気象や地球温暖化、エネルギーなどの地球環境、地形・地質、水辺、動植物などの自然環境、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、廃棄物などの生活環境の3つの視点から捉えます。なお、表はその要素が最も強く関係する視点を示したものであり、他の視点とも関係しながら、私たちを取り巻く環境は構成されています。

視点	要素
地球環境	地球温暖化、エネルギー、気象
自然環境	植物、動物、河川、地下水・湧水、水資源、地形・地質、公園・緑地、景観
生活環境	廃棄物、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

「土地利用、産業、人口構造、道路・交通、防災、歴史・文化」など、
基盤となる要素の上に文京区の環境は成り立っています

■ 計画の期間

計画期間は、2027（令和9）年度から2036（令和18）年度までの10年間とします。



11

第2節　計画の基本的事項

3　文京区の環境の特徴

緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D･1-No.393「細密数値情報（10mメッシュ土地利用）首都圏」を利用し作成したものである（承認番号　国地企調第376号平成20年1月4日）。この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図2500（空間データ基盤）を使用したものである（承認番号平19総使、第450号）。

区には、歴史的･文化的価値を有する資源が多く存在します。神社や崖線、庭園等は、歴史あるまとまった樹林地として今でも残っており、樹林を必要とする生きものが見られ、都心でありながらも多様な環境を感じることができます。

歴史ある大きな緑



④肥後細川庭園



⑰東京大学大学院理学系研究科附属植物園（小石川植物園）

㉕六義園、㉔小石川後楽園、⑩豊島岡墓地、⑥ホテル椿山荘東京　など

河川・湧水



⑧神田川



⑤関口芭蕉庵

④肥後細川庭園、⑮占春園、㉚須藤公園、㉜根津神社、㉞東京大学（育徳園心字池）　など

公園の緑



㉚須藤公園

②目白台運動公園、⑦江戸川公園、⑪大塚公園、⑬教育の森公園、㉓礫川公園、㊱本郷給水所公苑　など

大通り・街路樹



③目白通り

㉙白山通り、⑲春日通り、⑱播磨坂桜並木　など

景観・文化財



㉜根津神社

⑨護国寺、⑤関口芭蕉庵、⑳傳通院、㉘白山神社、㉖吉祥寺、㊴湯島聖堂、㉑源覚寺　など

大学等



㉞東京大学（本郷キャンパス）

⑯跡見学園女子大学、⑫お茶の水女子大学、㉒中央大学、㉗東洋大学、㉟東洋学園大学、㉛日本医科大学、①日本女子大学、㊳日本薬科大学、㉝文京学院大学、⑭放送大学、㊲順天堂大学　など

※背景地図は、緑被分布図（国土交通省都市･地域整備局）、陰影起伏図（国土地理院）及び基盤地図情報GISデータ（国土地理院）を加工して作成

12

第2章　計画の理念・目標

第1節　基本理念

文京区は、暮らしの中での身近な環境への取組から、地球的な規模の環境への取組までをあらゆる主体が一体となって推進します。また、区の重要な特性である「歴史・文化」、「みどり」、「水」を大切にするとともに、区民が安全・快適に暮らすことができるよう、環境施策を総合的に推進します。

1　環境課題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で共有し、文京区の特性に合わせて一体となって進めます

気候変動や生物多様性の損失など、地球規模で進行する環境問題に対応するためには、一人ひとりの行動がもたらす影響の広がりを意識することが不可欠です。

環境問題を地球規模の視点でとらえる広い視野をもちながら、身近なところからできることに取り組み、それぞれの役割を果たしながら協働して、自然との共生や持続的発展が可能な社会を目指します。

2　文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、みどり、水を、大切に守り、育てます

環境を構成する要素は幅広く、水や空気、動植物だけでなく、それらが積み重なって形づくられる地域の歴史や文化、街並みなども含まれます。暮らしの中で大切な「ゆとり」「うるおい」「やすらぎ」といった心の豊かさは、物質的な豊かさだけでなく、環境によっても育まれます。

そこで、文京区では、区の環境における特性といえる「歴史・文化」、「みどり」、「水」を生かしながら、より豊かな環境をつくります。

3　環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

環境の保全・創造に向け、施設整備や設備導入などのハード面と活動や仕組みづくりなどのソフト面の取組を一体的に進めます。また、先進的な技術と従来から活用されてきた技術を生かし、これまでの実績や課題を踏まえながら、区民・団体、事業者、区が相互に連携して総合的に取り組みます。

13

第2節　望ましい環境共生都市ビジョン

本計画は、文京区の基本構想に掲げる将来都市像「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」の実現を環境等の側面から担う計画であり、10年後に到達していることが望ましい文京区のまちの姿を「環境共生都市ビジョン」として設定します。

環境共生都市ビジョン

受け継ぐ歴史・文化　育むみどり　ひとが紡ぐ未来
～環境共生都市文京～

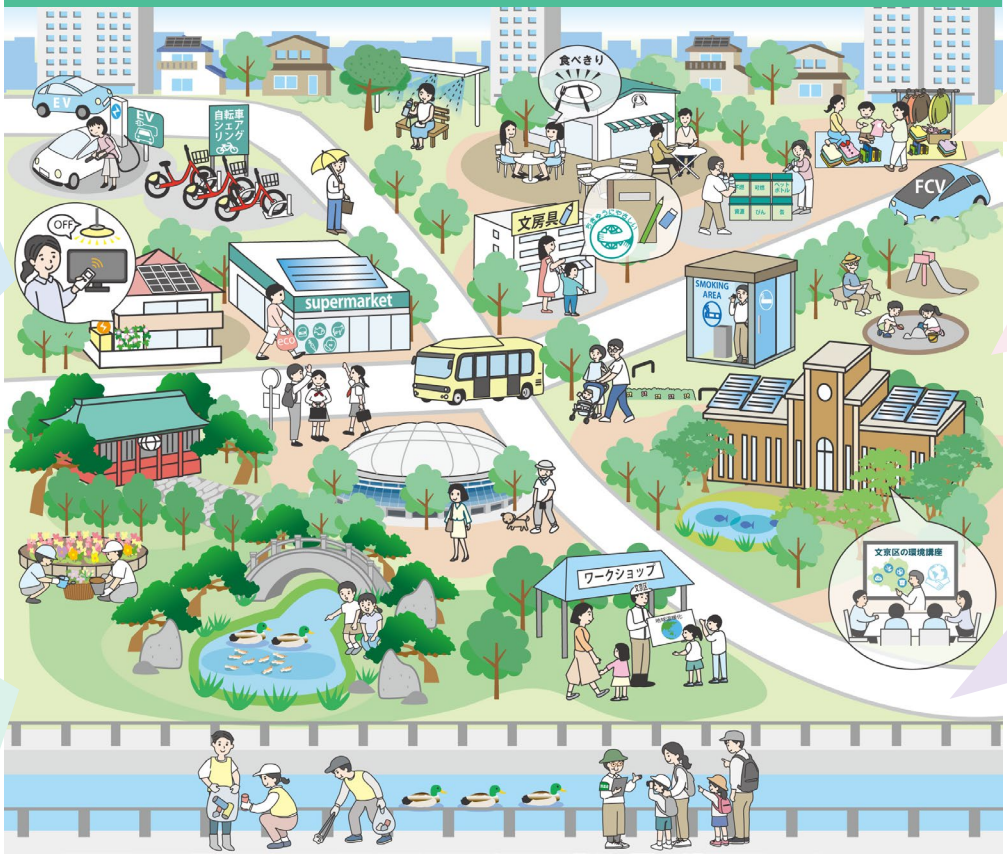

カーボンニュートラル



自然共生



資源循環



快適・安全



協働・連携



新たな環境共生都市ビジョンは、アンケートやワークショップ等を通じて得られた最新の区民の意識や意見を踏まえて設定しています。「文教の府」である区の「歴史・文化」を大切に、古き良きものを活かしながら、人やみどりのつながりが継続していく未来を目指します。

14

第3節　基本目標

前節の環境共生都市ビジョンを達成するため、施策のスケールの大きい順に「①カーボンニュートラル」、「②自然共生」、「③資源循環」と並べ、それらを広く包摂しつつ、生活環境、健康を含む概念として「④快適・安全」を、全ての取組を支える共通基盤として「⑤協働・連携」を位置付けた計5つの分野及びそれぞれに対応した基本目標を設定しました。

① 地球を守り、未来につなぐまち【カーボンニュートラル】	2050年「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化、環境配慮型の移動手段の活用を推進します。あわせて、気温上昇に伴う暑さ対策など、気候変動に適応した施策を適切に展開します。
② 自然と歴史・文化とともに生きるまち【自然共生】	区内にあふれるみどり・水辺の保全策を継続します。また、歴史・文化とともに育まれた身近なみどり・水辺との関わりを通じて、そこに生きる動植物への関心を高め、地球全体の生物多様性に対する理解や意識の醸成を図ります。
③ 資源を大切に使うまち【資源循環】	区民が安心して暮らせる循環型社会の実現のため、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを推進します。その上で排出された不用物については、リサイクルを推進し、リサイクルを行った上で排出されたごみについては適正処理を行い、将来にわたる持続可能な社会の実現に貢献します。
④ 安全で快適に暮らせるまち【快適・安全】	区民の健康と安全が確保されるよう、公害等の規制指導、調査・測定、苦情処理等を適切に行うとともに、風水害等の災害時における対応力の強化を図り、情報発信を行うことで、安心の確保に努めます。こうした取組を通じて、変化に適応しつつ、安全で快適な魅力あふれるまちを目指します。
⑤ 学び合い、ともにつくるまち【協働・連携】	環境に関する普及啓発・情報発信により、人材育成や行動変容に取り組みます。また、それらの機会を活かしながら、区民・団体・事業者などの多様な主体の協働により、環境共生都市としての文京区をともにつくっていきます。

15

第1節　施策体系

基本目標	施策の方向性	施策（取組の方向性）
① 地球を守り、未来につなぐまち【カーボンニュートラル】	（1）気候変動の緩和策	●省エネルギーの推進　●再生可能エネルギー等の利用促進 ●スマートシティの推進
	（2）気候変動の適応策	●暑熱対策の推進　●健康被害や自然生態系に関する対策の推進 ●自然災害対策の推進
② 自然と歴史・文化とともに生きるまち【自然共生】	（1）みどり・水辺の保全と整備	●まちなかのみどり・水辺の保全と整備 ●歴史的・文化的なみどり・水辺の尊重・継承
	（2）生物多様性の保全	●生物多様性に関する理解の醸成　●生物多様性に配慮した日常生活・事業活動の実践 ●生きものたちの生息空間の保全・創出
③ 資源を大切に使うまち【資源循環】	（1）2Rの推進	●リデュース（発生抑制）の推進　●リユース（再使用）の推進
	（2）リサイクルの推進	●資源回収の推進　●リサイクル（再資源化）の推進
	（3）ごみの適正処理	●適正な収集体制の維持　●適正排出・適正処理の推進
④ 安全で快適に暮らせるまち【快適・安全】	（1）生活環境の保全	●適切な公害防止対策の実施　●喫煙マナーの向上　●空間放射線量測定の実施
	（2）災害に強いまちづくりの推進	●災害に強いまちづくりの推進　●リスクに関する情報発信・適切な対応
⑤ 学び合い、ともにつくるまち【協働・連携】	（1）普及啓発の推進	●多様な媒体による環境に関する情報の発信　●環境に関するイベント・講座等の開催
	（2）人材育成の推進	●次世代を担う人材の育成　●文京区の歴史・文化・みどりを生かした学びの推進
	（3）主体の連携・協働による取組の促進	●各主体との連携・協働の推進　●大学・研究機関との連携　●他自治体・団体との連携

コラム　文京区で「暮らす」「働く」「学ぶ」



区の名称、「文京」は、「学問の府」という区の特徴や性格から名づけられたものです。

現在も区内には多数の大学・短期大学が存在しており、「学び」は区における重要な営みのひとつです。本計画では、区で「暮らす」「働く」「学ぶ」全てのひとに身近に感じてもらえるよう、各施策のアクションに「暮らす」「働く」「学ぶ」との対応を記載しています。

16

第2節　分野別の施策の方向性

1　地球を守り、未来につなぐまち【カーボンニュートラル】

（1）気候変動の緩和策

2050年「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、再生可能エネルギー等設備の導入や省エネルギー化、環境配慮型の交通手段の活用やまちづくりなどの施策を推進します。

- **省エネルギーの推進**
  省エネルギー設備・機器等の導入や、省エネルギー行動の普及を促進します。
- **再生可能エネルギー等の利用促進**
  再生可能エネルギー等設備の導入や利用を促進するほか、先進的なエネルギー利用方策を検討します。
- **スマートシティの推進**
  環境に配慮した交通手段の利用を促進するとともに、環境に配慮したまちづくりを推進します。

（2）気候変動の適応策

気候変動による区民生活や都市生活、生態系等への影響を抑えるため、暑さ対策や自然災害対策など、気候変動に適応した施策を推進します。

- **暑熱対策の推進**
  街なかの暑さを緩和する暑熱対策を推進します。また、暑熱ストレスを軽減するために区民・事業者が身の回りで行うことができる取組の普及啓発を行います。
- **健康被害や自然生態系に関する対策の推進**
  気候変動による生活・健康・自然生態系等に対する影響に関する情報収集及び情報発信を行いながら、適切な対策に取り組んでいきます。
- **自然災害対策の推進**
  集中豪雨などの自然災害に備えた防災対策を推進します。

地球を守り、未来につなぐアクション

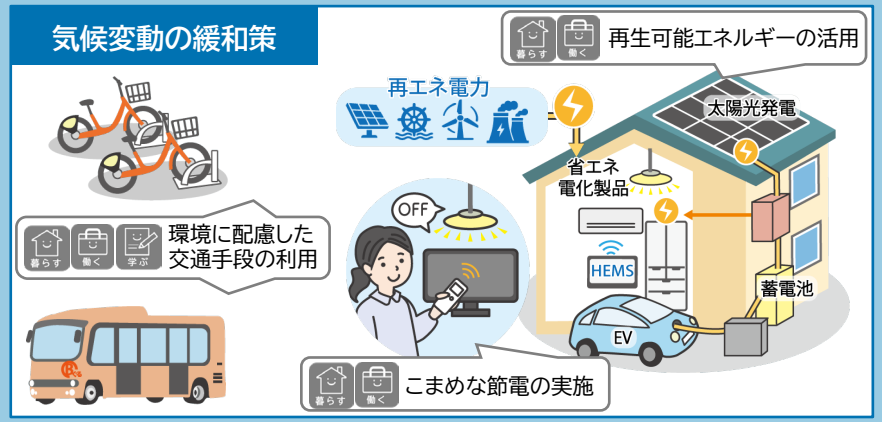



17

第2節　分野別の施策の方向性

2　自然と歴史・文化とともに生きるまち【自然共生】

（1）みどり・水辺の保全と整備

歴史や文化とともに育まれてきた、区内にあふれるみどり・水辺の保全と整備に取り組みます。

- **まちなかのみどり・水辺の保全と整備**
  まちなかのみどり・水辺の保全に努め、利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めていきます。
- **歴史的・文化的なみどり・水辺の尊重・継承**
  起伏に富んだ地形を象徴する坂道、大名庭園や大学、公園などのみどりのまとまりや、街路樹、宅地内の緑、歴史の深い建造物や寺社仏閣などの歴史・文化を物語る史跡など、「文京区らしい景観」を構成する様々な景観特性を生かしながら、歴史的・文化的なみどり・水辺を適切な形で継承していきます。

（2）生物多様性の保全

日々の生活や仕事を支える地球上の生きものによる恵みへの理解・意識の醸成を図り、生物多様性の保全へとつなげていきます。

- **生物多様性に関する理解の醸成**
  区内外の生きものとのふれあいや、学習を通じ、身近なものとしての生物多様性の理解と浸透・定着を図ります。
- **生物多様性に配慮した日常生活・事業活動の実践**
  日常生活や事業活動の中で生物多様性に配慮した消費行動や調達行動等を実践します。
- **生きものたちの生息空間の保全・創出**
  外来種等への適切な対応や、公園・公共施設、住宅、事業所等における身近な生物多様性の創出を推進します。

自然と歴史・文化とともに生きるアクション

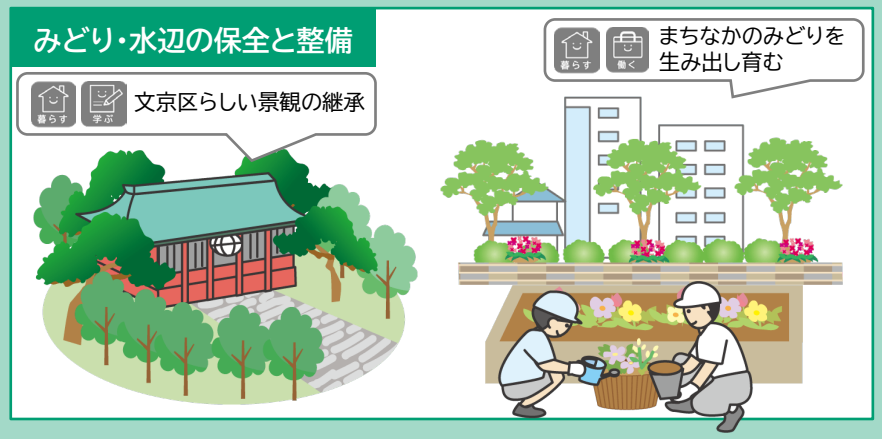



18

第2節　分野別の施策の方向性

3　資源を大切に使うまち【資源循環】

（1）2Rの推進

限りある資源を大切に使うため、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進します。

- **リデュース（発生抑制）の推進**
  ごみを出さないライフスタイル、モノを長く使うライフスタイルを促進します。
- **リユース（再使用）の推進**
  フリーマーケットの支援やリサイクルショップなどの情報を提供するほか、イベントを通じて不用品の再活用を図っていきます。

（2）リサイクルの推進

2Rの取組を行った上で排出された不用物については、環境負荷の低減効果を考慮しながら、リサイクルを推進します。

- **資源回収の推進**
  資源の分別徹底を推進するとともに、区民の多様なニーズに対応できるような資源回収のあり方について検討します。
- **リサイクル（再資源化）の推進**
  事業系ごみに関する効率的なリサイクルシステムの利用推進など、幅広い資源化と普及啓発に取り組んでいきます。

（3）ごみの適正処理

リサイクルを行った上で排出されたごみについては、速やかに収集し、安全・安心な適正処理の確保に努めます。

- **適正な収集体制の維持**
  公衆衛生の維持と生活環境の保全を図るため、ごみ集積所等に排出されたごみについては、現状の収集体制を基本として、安定的かつ効率的に収集を行います。
- **適正排出・適正処理の推進**
  分別・排出ルールの指導・啓発を図るほか、事業系ごみの適正な自己処理を促進します。

資源を大切に使うアクション







19

第2節　分野別の施策の方向性

4　安全で快適に暮らせるまち【快適・安全】

（1）生活環境の保全

公害等の規制指導、調査・測定、苦情処理等を適切に行い、区民の安全で快適な生活環境が確保されるよう努めます。

- **適切な公害防止対策の実施**
  公害による被害を解消・軽減し、区民の良好な生活環境を守っていくため、騒音規制法、振動規制法等の規定に基づく規制指導や、苦情処理等の適切な対応を行います。
- **喫煙マナーの向上**
  喫煙マナーの向上のため、区、区民、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が相互に協力して、公共の場所における喫煙及び吸い殻のポイ捨ての禁止に関する普及啓発に取り組みます。
- **空間放射線量測定の実施**

（2）災害に強いまちづくりの推進

風水害等の自然災害を踏まえ、透水性舗装や雨水浸透桝の設置等により災害に強いまちづくりを推進するとともに、リスクに関する情報発信を行うことで、安全・安心な生活環境が確保されるように努めます。

- **災害に強いまちづくりの推進**
  風水害等の災害時における浸水等の被害軽減に向けた対策を行うことで、災害に強い安全なまちづくりを推進します。
- **リスクに関する情報発信・適切な対応**
  災害等のリスクについて、ハザードマップの作成・配布による情報提供、防災ポータルやSNS等を活用した情報発信を行います。

安全で快適に暮らすアクション

生活環境の保全



災害に強いまちづくりの推進

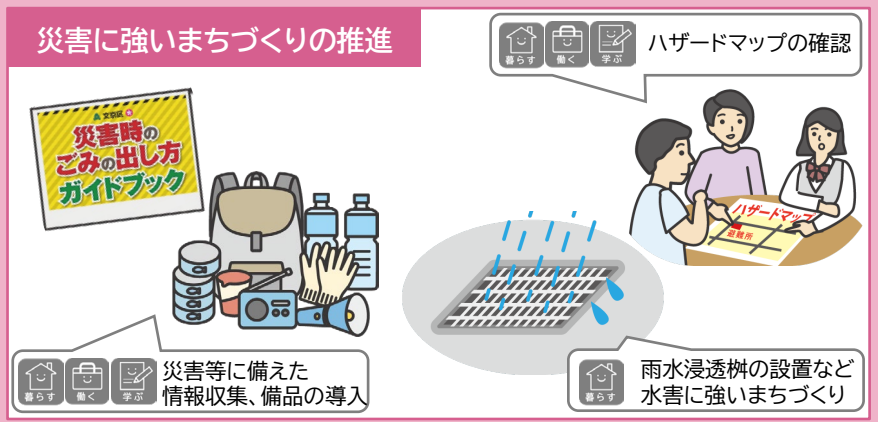

20

第2節　分野別の施策の方向性

5　学び合い、ともにつくるまち【協働・連携】

（1）普及啓発の推進

環境に関する普及啓発・情報発信により、区民・団体、事業者などの主体的な環境学習を後押しするとともに、身近な行動変容を推進していきます。

- **多様な媒体による環境に関する情報の発信**
  区報や区のホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、区に関わる様々な人々への情報発信を行います。
- **環境に関するイベント・講座等の開催**
  区民・団体、事業者、大学等と連携しながら、環境に関するイベント・講座等を開催します。

（2）人材育成の推進

区の歴史・文化・みどりを生かした学びの機会を創出し、未来につなぐ人材を育成します。

- **次世代を担う人材の育成**
  次世代の環境に関する人材を育成するため、こども向け環境講座・イベント等の実施や、環境サポーターの養成に取り組みます。
- **文京区の歴史・文化・みどりを生かした学びの推進**
  区の歴史的・文化的資源を活用した学習機会を提供し、地域への理解・愛着の深化と環境に関する意識の向上を促進します。

（3）主体の連携・協働による取組の促進

区民・団体、事業者、区のあらゆる主体の連携・協働に向けた取組を促進します。

- **各主体との連携・協働の推進**
  環境イベントの開催や交流機会の提供等により、各主体との連携・協働を推進します。
- **大学・研究機関との連携**
  大学・研究機関と連携し、環境に関する専門的な知見やデータを共有し、課題解決を図ります。
- **他自治体・団体との連携**
  他自治体や団体と連携し、広域的・グローバルな視点での環境施策を検討します。

学び合い、ともにつくるアクション

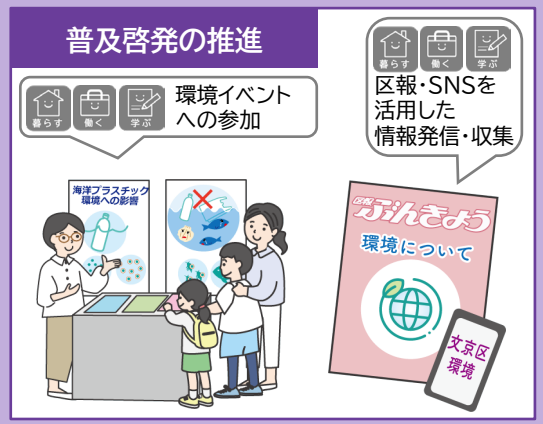

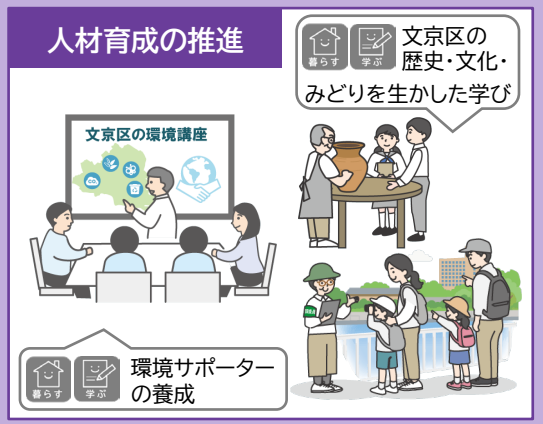

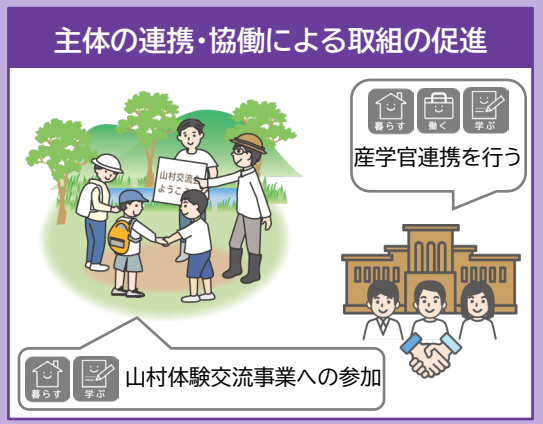

21

第4章　計画の推進

第1節　推進体制

本計画は、区が総合的に施策を展開していくことに加え、区民・団体、事業者などとの相互連携・協働によって推進していきます。

推進体制のイメージ

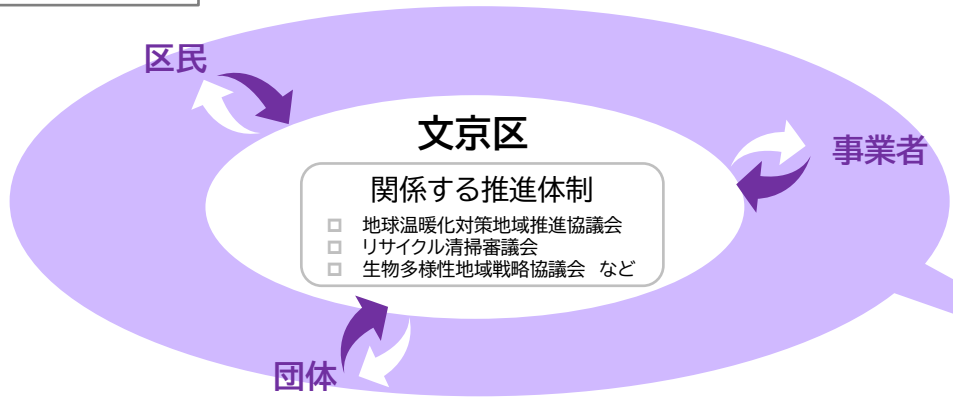

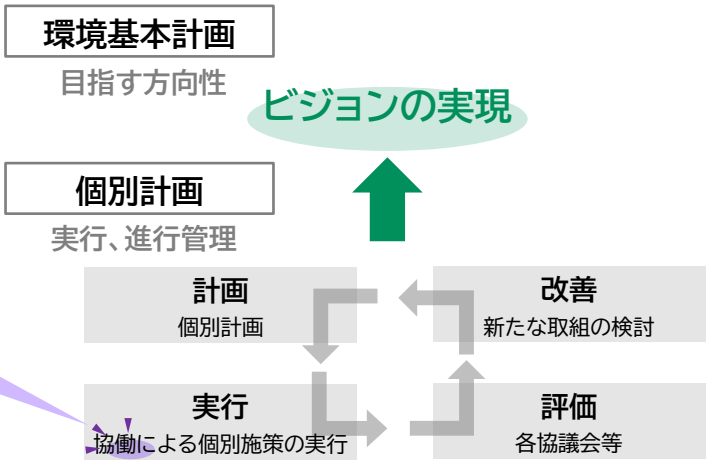

第2節　進行管理

本計画は、取組の方向性を定める計画であり、毎年度の具体的な取組に関する進行管理は個別計画で行います。本計画では、関連する個別計画や既往の取組における施策の実施状況、目標や指標を把握・整理することにより、本計画の進捗状況を統合的に把握し、区の環境全体における状態を明らかにしていきます。

分野	関連する計画等の例
① カーボンニュートラル	• 「文京区地球温暖化対策地域推進計画」　• 「文京区役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」
② 自然共生	• 「文京区生物多様性地域戦略」　• 「文京区みどりの基本計画」 • 「文京区景観計画」　• 「文京区アカデミー推進計画」
③ 資源循環	• 「文京区一般廃棄物処理基本計画」
④ 快適・安全	• 「文京区都市マスタープラン」　• 「文京区国土強靭化地域計画」　• 「文京区地域防災計画」 • 公害苦情処理、規制指導　• 自動車騒音調査、喫煙マナー指導・巡回
⑤ 協働・連携	• 「文京区アカデミー推進計画」　• 環境に関するイベント・講座等の開催

22